



広報

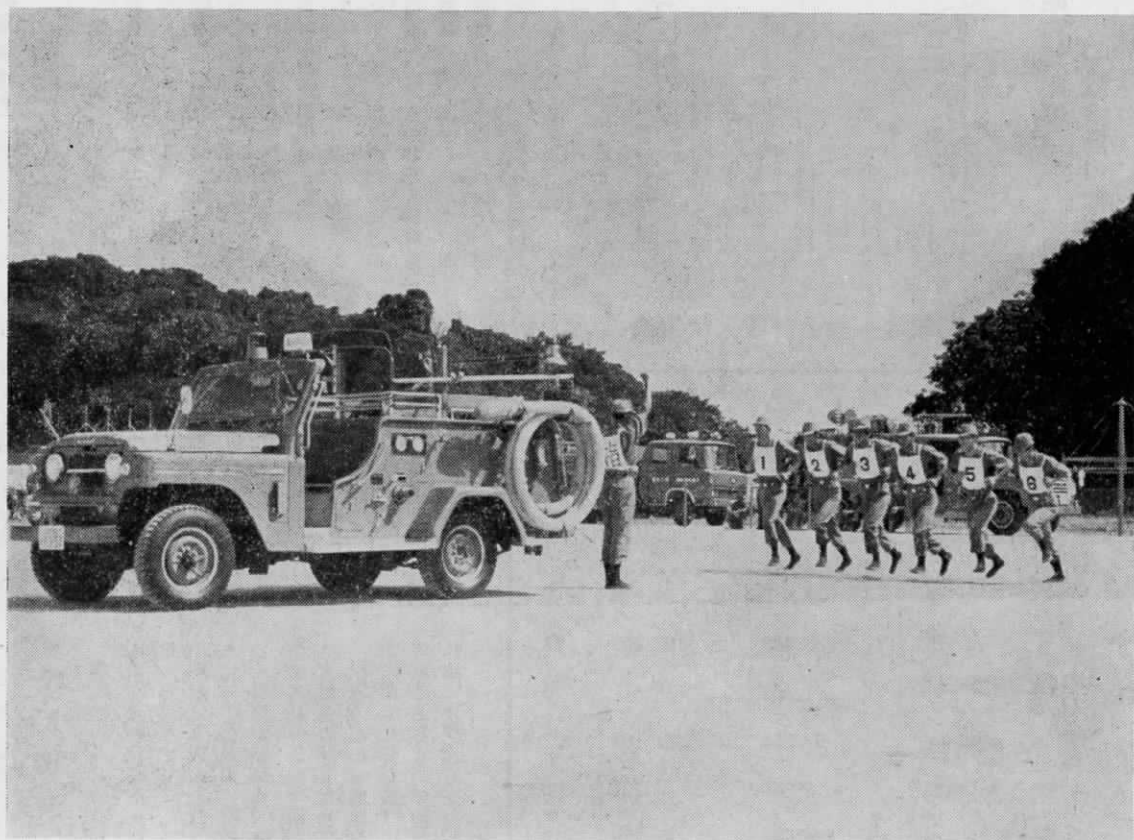
9月号 No. 191

おんが

発行 昭和51年9月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



操作はじめ - !!

(郡内消防団対抗ポンプ操作法大会から)

人のうごき (7月の住民)
(基本台帳から)

人口	10,783人	(+59)
男	5,141	(+21)
女	5,642	(+38)
世帯数	2,969戸	(+10)

() 内は前月比

9月の書簡用語
 初秋・新秋・早秋・新涼
 秋色・秋気・涼風・清涼
 野分・時雨・秋の夜は長く

花暦 ふよう(繊細な美)
 誕生石 サファイア(慈愛)

20日 彼岸入り
 21日 秋分の日

11日 敬老の日
 15日 十五夜

1日 防災の日

長月(ながつき)
長夜月をつめたもの。

9月のこよみ

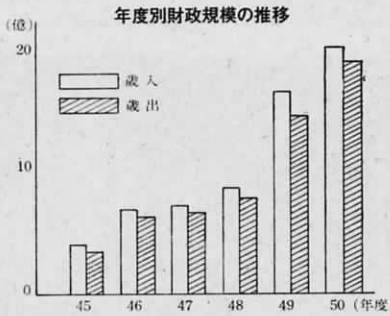


遠賀町財政事情の公表 (上)

—昭和50年度決算見込額の概況—

昭和50年度の当初予算額は、八

昭和50年度 一般会計の概況



財政事情の公表に当って
 こゝ数年の間、日本の経済は、高い経済成長から、インフレ不況時代へと激しい動きをしましたが、皆さんの願いは早く経済が立ち直って安定成長への希望をお持ちのことだろうと存じます。
 遠賀町の財政規模は、この様な背景のもとに急速に伸びてまいりましたが、果してその内容はどうのようなものであるか、昭和50年度の決算見込額ができましたので、町民の皆様方にご参画をお願いいたします。

昭和50年度一般会計収入状況表

費目	決算額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	構成比 %
1 町税	249,057	△ 113,639	12.2
2 自動車重量譲与税	8,533	1,090	0.4
3 娯楽施設利用税交付金	20,407	△ 40	1.0
4 自動車取得税交付金	17,616	4,178	0.9
5 地方交付税	233,485	△ 102,243	11.5
6 交通安全対策特別交付金	1,393	311	0.1
7 分担金及び負担金	53,254	△ 41,183	2.6
8 使用料及び手数料	2,868	725	0.2
9 国庫支出金	386,593	35,275	19.1
10 県支出金	49,679	6,058	2.4
11 財産収入	18,033	16,434	0.9
12 寄附金	15,829	15,250	0.8
13 繰入金	100,375	△ 2,051	4.9
14 繰越金	203,003	128,978	10.0
15 諸収入	133,179	19,534	6.6
16 町債	535,970	389,570	26.4
歳入合計	2,029,274	358,247	100.0

三五、九〇六千円でしたが、その後補助事業等の決定及び、単独事業(学校建設に係る用地取得造成)の施行等により最終予算額は一、六三〇、九一十千円(繰越費三〇七、二七三千円を除く)となりました。

これに対し決算額は、歳入二、〇二九、二七四千円、歳出一、九一七、九一十千円(歳入歳出共に繰越費三〇七、二七三千円を含む)で差引残高額一一一、三六二千円となり、翌年度へ事業に附随した繰越金はなく実質収支額は一一

収入状況

一、三六二千円となっています。

歳入総額二、〇二九、二七四千円(前年対比二一・四%の増加)となっています。

内訳は別表のとおりですが、収入全体のなかで、町債が26・4%で一番比重が高く、次いで国庫支出金(19・1%)、町税(12・2%)、交付金の順となっています。

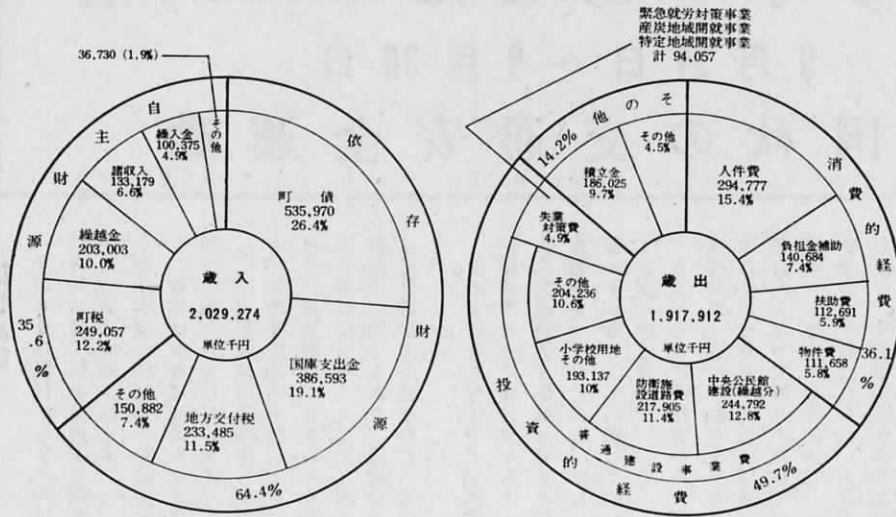
収入のなかで前年度に比して減額になった費目は、町税(譲渡所得税によるもので前年対比31・3%減)及び地方交付税、負担金及び

分担金となっています。

地方交付税は、その交付基準となる基準財政収入額が前年度の税収額の百分の七五相当額をもって算定されるため、昭和49年度が譲渡所得税の伸びが大きかったため昭和50年度に減額となったものです。

収入増としては、中央公民館建設、小学校用地取得造成及びその他建設事業の実施に伴う町債(前年対比二六六%)が大きく、次に繰越金、諸収入の順となっております。

昭和50年度一般会計性質別内訳



支出の状況

歳出一、九一七、九一二千円で前年対比30・7%の増となっています。大別して消費的経費と投資的経費及びその他に分類されますが、各々の支出構成比は別表のとおりです。

前年度から顕著に増えた費目は普通建設事業費(56・3%増)公債費(67%)扶助費(28・7%)人件費(20%)が主なものとなっています。

性質別支出状況

昭和50年度一般会計支出状況表



区 分	決算額 (千円)	構成費%
人 件 費	294,777	15.4
物 件 費	111,658	5.8
維持補修費	30,540	1.6
扶 助 費	112,691	5.9
補 助 費 等	140,684	7.4
公 債 費	48,589	2.5
積 立 金	186,025	9.7
投資及び出支金 貸付金	24,880	1.3
繰 出 金	13,941	0.7
普通建設事業費	860,070	44.8
災害復旧事業費	—	—
失業対策事業費	94,057	4.9
合 計	1,917,912	100.0

費 目	決算額 (千円)	対前年度増減 額 (千円)	構成比 %
1 議 会 費	35,297	△ 2,761	1.9
2 総 務 費	357,303	103,067	18.6
3 民 生 費	185,679	1,901	9.7
4 衛 生 費	98,300	27,531	5.1
5 労 働 費	95,017	4,821	5.0
6 農林水産業費	44,480	800	2.3
7 商 工 費	12,049	168	0.6
8 土 木 費	419,750	9,639	21.9
9 消 防 費	52,399	9,329	2.7
10 教 育 費	569,048	299,071	29.7
11 災 害 復 旧 費	—	—	—
12 公 債 費	48,590	19,492	2.5
13 諸 支 出 金	—	△ 22,372	—
14 予 備 費	—	—	—
歳 出 合 計	1,917,912	450,686	100.0

運転が示すあなたのお人柄

9月21日～9月30日

全国秋の交通安全運動

はつごころ

今年も9月21日から9月30日までの10日間、秋の交通安全運動が全国一斉に実施されます。

交通事故は昭和46年を最高に、ここ数年は徐々にではありますが減少の傾向を示しています。しかし、交通事故は市街地から郊外へと、その発生場所を移してきています。遠賀町は、まさしく北九州市の郊外に当り、また北九州市と福岡市の間でもあり、通過交通量は年々増加の一途をたどっています。

このような状況の下で交通事故を絶滅させるには、皆さん1人1人に交通事故を絶滅させるという意識を持っていただき、正しい交通ルールを守って行動していただく必要があります。

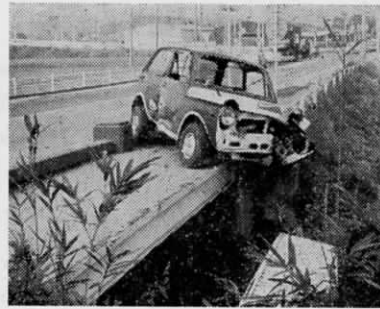
ちょっとした不注意から一家の大黒柱や一家の一員を失ったり、また失わせたり、あるいは身体が不自由となって種々の方面で心身を大きな負担を背負って、一生を送らなければならない人を見るたびに、交通事故の悲惨さを感じずにはおれません。

遠賀町の交通事故

遠賀町では51年1月から6月までの間に29件の交通事故が発生して、46人(重傷3、軽傷43人)が負傷しています。

交通事故の発生場所は12件の広

渡がトップ、広渡は昨年上半年期の交通事故発生場所も18件でトップでした。続いて今古賀6件、別府3件、島津と松ノ本が2件づつ、若松、浅木、木守、その他が各1件となっています。また事故は、



自動車対自動車が多くなり全体の55%の16件、自動車対2輪車が4件、単独3件、そして交通弱者である歩行者と自転車利用者の事故が5件も起っています。特に許せないのは横断歩道を横断中の歩行者が事故に会っていることです。次に事故を類型別に見ると左記のとおりです。

- ▽路上遊戯中 1件
- ▽路上横断中 2件
- ▽横断歩道横断中 1件
- ▽追突 11件
- ▽正面衝突 2件
- ▽追越時接触 1件
- ▽すれ違い時接触 1件
- ▽右左折時衝突 2件
- ▽出合頭衝突 2件

交通安全のために

「注意一秒、ケガ一生」という交通標語があります。追突、出会頭、単独事故等交通事故のすべては、ドライバーや歩行者の各人1人1人がこの一秒の注意をおこたらなければ防止できるのです。注意には念を入れすぎること、これはありません。安全と思っても、もう一度確認しましょう。

さて、「7分の1」これは何の数字かご存知ですか。正解はシートベルトを着用した場合の、シートベルト未着用時に対する死亡率の比です。むろん死亡だけでなく、ムチ打ち症やフロントガラス



に頭をつつ込むといった事もシートベルトは防いでくれます。

2輪車の場合、身体が直接露出

しているのが4輪車以上に危険が伴います。2輪車事故による死亡者の80%が、頭部の負傷が原因で亡なっています。ヘルメットはかっこうばかりではありません。

シートベルトにせよヘルメットにせよ、めんどくさがらずに着用しましょう。他ならぬあなた自身の身を守るためなのです。

また今回重点目標の一つに、歩行者特に老人と子供、自転車利用者の交通事故防止があります。交通弱者であるこれらの人達を守るためには、まずドライバーの皆さんに交通弱者に対する安全運転を心がけてもらわなければなりません。

それに合せて歩行者や自転車利用者も交通ルールを正しく守って自分自身で交通事故から身を守る行動と知識を身につけなければなりません。特に子供は、お母さんが日常生活の中で正しい交通ルールを教えて下されば、知らず知らずのうちに交通安全行動が身につくものです。ただし、お母さんが交通ルール無視の行動をした場合、子供は必ずそのマネをしますから、その点お母さんの自覚をお願いいたします。

交通事故は皆さんの協力と、交通安全意識の持ち方一つでなくすることが出来ます。秋の交通安全運動に、ご協力下さいますようお願いいたします。

とび出す車のあとにまた車

見舞金額

	災害の程度	入院日数	金額
一等級	死亡		60万円
二等級	不具廃疾		30
三等級	180日以上の 医師の治療を 要した傷害	300日以上	12
		240日～299日	10
		180日～239日	8
		150日～179日	7
		120日～149日	6
		90日～119日	5
		60日～89日	4
四等級	90日以上 180日未満 医師の治療を 要した傷害	30日～59日	3
		30日未満	2.5
		150日～179日	6
		120日～149日	4.5
		90日～119日	3.5
五等級	30日以上 90日未満 医師の治療を 要した傷害	60日～89日	2.5
		30日～59日	2
		30日未満	1.5
		7日以上 30日未満 医師の治療を 要した傷害	20日～29日
六等級		20日未満	1

※入院しない場合は各等級の最低額です。
 ※1、2等級は事故が直接の原因で365日以内に死亡し、又は不具廃疾(労災の2等級相当)になられたときに支払います。
 (見舞金を支払わない場合)
 (1)契約者の故意または重大な過失による事故
 (2)無免許運転(承知の同乗者を含む)による事故
 (3)飲酒運転(承知の同乗者を含む)による事故
 (4)地震その他異常の天災による事故
 (5)自動車教習所や工場内など一般の交通のために開放されていない場所での事故

1日わずか1円の掛金で、最高60万円までの見舞金を受けられるこの交通共済は、町内ですでに3、739人の方が加入しております。これは町の人口の約35%に当たります。

この制度は、皆さんから僅かな掛金を出していただき、不幸にして交通事故にあわれた方々のお役に立てていただくという相互扶助を基本にした共済制度です。

交通事故は、あわないにすることはありませんが、万が一不幸にして交通事故にあった場合、1

▽加入資格
 町内にお住いの方、町内に勤務先のある方

▽加入申し込み
 現在加入されている方、新しく加入される方は、区長さんを通じてお申込下さい。

▽共済期間
 毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年間です。

中途加入のときは、加入申込の翌日から初めて到来する9月30日までです。

※なお詳細については役場庶務課までお尋ね下さい。

1日1円で最高60万円の見舞金

交通共済に加入しましょう

路線別内訳表

番号	路線名	起点	終点	幅員	延長
3.1.1	国道3号線 遠賀バイパス	大字広渡字長江	岡垣町戸切字本村	40M	4,330 ^M
3.4.2	松ノ本～浅木線	大字広渡字平田	大字浅木字松ヶ崎	16	3,380
3.4.3	駅前線	大字広渡字休メ田	大字広渡柳田	16	380
なお、字柳田、字新川地内に約4,200㎡の駅前交通広場を設ける					
3.4.4	尾崎～上別府線	大字尾崎字田屋ノ下	大字別府字多羅崎	16	2,170
3.5.6	広渡～老良線	大字広渡字前田	大字老良字裕	12	1,370
3.5.7	広渡～尾崎線	大字広渡字前田	大字尾崎字先野々	12	2,450

都市計画道路の決定

昭和50年12月14日より12月27日まで縦覧いたしました、国道3号線遠賀バイパス外5路線(左記路線別内訳表のとおり)については、昭和51年8月10日付で計画決定されました。

この計画決定により、計画路線にかかる土地の建築物は、制限を受けた許可申請が必要となる等の規制がかかるようになりましたので、詳細については役場企画係におたずね下さい。

なお、この計画の図書は、福岡県都市計画課及び役場企画課にそなえておりますので、ご覧下さい。

真夏の夜の熱演

遠賀町盆踊り大会

8月22日午後7時から、恒例の遠賀町盆踊り大会が、役場前広場



で開催され、多数の見物人が見守る中で各地の熱演が夜おそくまで続いています。

成績は次のとおりです。

町長賞 広渡地区
 三原賞 鬼津地区
 商工会長賞、旧停地区

町民のみならず、同和問題は国民すべてに共通する自由と平等に關する問題であり、何人にも保障されなければならない。基本的人権にかかる重大な社会問題です。この問題を早急に解決すること

は「国及び地方公共団体の責務であると同時にまた国民的課題である」ことがすでに明らかにされています。

私たちは同和問題を正しく認識するための第一歩としてこれらの内容を知り、その意味を理解することが重要なことと思います。

法律があるからこの問題にとりくむのでなく、解決しなければならぬ差別があるから法律ができてくるのです。

しかし、私たちはほんとうにこの問題を自分の問題として、また毎日のくらしとのかかわりの中でとらえているでしょうか。残念ながら必ずしもそうでなく、私たちのまわりに部落差別はおおしく生きつづけているのです。

そのことがまた、私たちのくらしと深いつながりがあります。

そこで、このことについて考えるまえに、いま一度、自由や、平等、基本的人権などについて、憲法や教育基本法などの条文に目を通して、その意味をかみしめてみましょう。

日本国憲法

第十一条(基本的人権の享有)

国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民

に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる

第十四条(平等の原則)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない(門地とは家がら、門

第二十四条(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない

差別をなくそう

教育基本法

第三条(教育の機会均等)

(1)すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

(2)国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対し

て、奨学の方法を講じなければならない。

同和問題というこの深刻かつ重大な社会問題は、じつに部落差別が

存在することによって起つてきます。その同和問題をどうとらえたらよいのでしょうか。

同和对策審議会答申の中に、同和問題の認識についてこう述べてあります。

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の道程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現在社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障

されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。……実に部落問題は、封建的身分差別であり、わが国の社会に潜在的に残存され、多種多様な形態で発現されているのです。

これを分類すれば心理的差別と実態的差別に分けることができま

す。

心理的差別とは

ことばや、態度にあらわれて顕在化するものもあれば、人々の観念や意識のうちにひそんで、潜在化しているものです。

実態的差別とは

たとえば、同和地区の人々の生

活環境や、職業構成や、教育文化水準など、きわだって立ち遅れ、低い状態におかれているという実態があります。これが実態的差別というわけです。

この心理的差別と実態的差別とは相互に因果關係を保ち、相互に作用しあつて差別を再生産する悪循環をくりかえすわけです。

「もう部落差別などない」とか「部落差別などした覚えはない」とよくいわれています。

確かに、行政や教育などのとりくみが一定の成果をあげ、就職、結婚、進学、移転、などに際し、当然のことながら、差別なく望ましい方向でことが運ばれる場合も多くになりました。実によるこぼし

ことですが、しかし今にまだ差別が生きている事実も数多くあります。同和地区の人であるという理由だけで、けいべつされた

り、交際をこぼんだり、婚約を破棄したり、雇傭をこわたり、職場で不利なとり扱いをすることなど、明らかに差別した事例があります。

「人間が人間を差別する社会に真の幸福はあり得ない」

私たちは、この問題を解決するには同和对策事業や教育などの充実をはかると共に自分自身の課題であるということに気づかなければなりません。

社会教育課

大会のあとにはソフトボール大会もあり、訓練に、親睦にと、きびしくもあり、楽しくもあつた急がしい1日が暮れてゆきました。

重広宝作氏、末広稔氏

防犯表彰を受ける

遠賀町旧停の重広宝作氏(79)と末広稔氏(72)は、今年の2月27日、隣接の大山さん方に怪しい男が侵入するのを発見、2人は協力してこの賊を追い出し、取押える寸前逃しましたが、両人は高令にもかかわらず、防犯活動に貢献し被害を未然に防止したこと

で、県の防犯協会より表彰を受けられたものです。

遠賀町消防団健闘

郡内消防ポンプ操法大会

8月22日、炎天下の水巻町吉田小学校グラウンドで、郡内4ヶ町消防団対抗の消防ポンプ操法大会が行なわれました。

わが遠賀町消防団は日頃の訓練の成果をいかんなく発揮し、一糸乱れぬ動作で奮闘しましたが、わずかにおよびず、水巻町に優勝を譲りました。

大会のあとにはソフトボール大会もあり、訓練に、親睦にと、きびしくもあり、楽しくもあつた急がしい1日が暮れてゆきました。



我が町のクラブ紹介 (12)

遠賀町三味線同好会

三味線同好会は1年半前、同熱のこもる練習に、また一段と好の志数名のグループによって熱をこめておられました。発会しました。現在は会員も増え、約30人の大世帯です。

杵屋勝吉先生の御指導で、皆 民館別館広間で稽古をしておられます。先生のお指導が良いため、生徒の覚えが早いのか、端唄から流行歌まで各人が初心者の方でも思っている以上好きな曲を習っておられます。

この会は、仲間との和ということをモットーに練習日には和気あいあいの練習風景が見られます。



特に夏の「ゆかた会」と「初春弾き初め会」との年二度の発表会を催し、この発表会では、それぞれ自慢の曲をいっしょうけんめい演じておられるのとこと。おりしも今年の「ゆかた会」が目前にせまっていたためか、うかがった日の練習は熱がこもっていました。

また9月15日の敬老の日には、遠賀中学校で催される敬老会への出演も決っており、お年寄りに喜んでいただきたいと、

稽古をしたいが難しいのではとお考えの方、少しでも関心のある方はぜひおいで下さい。大歓迎いたします。

※今年の「ゆかた会」のお知らせ

▽場所 遠賀町中央公民館ホール

▽日時 9月12日(日曜) 午前9時より

今回は民謡クラブの御賛助を得て、唄と踊りと三味線の会として日頃の成果を熱演します。御近所お誘い合せの上御来場下さい。会員一同お待ちしております。

消防119コーナー

消防署に届出が必 要な行為について

次のような行為をする時は、事前に消防署に届出をして、指示を受けて下さい。

- ▽火災とまぎらわしい煙又は火災を発する恐れのある行為をするとき。
- ▽火花(玩具用火花を除く)の仕掛け、又は打ち上げをするとき
- ▽劇場、映画館等以外で、多数の人が集る催し物を行うとき。
- ▽工事により、道が全面通行止又は片側通行止になるとき。
- ▽ポイラーを設置しようとするとき(個人住宅を除く)
- ▽炬又はカマドを設置しようとするとき。(個人住宅を除く)

※管内火災救急発生状況 (51年1月~7月)

合計	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	火災	救急
35	10	13	10	2	93	620
	235	163	123			

▽エンジンオイル等の廃油を、溝や川などに流さないようにしましょう。

第6回少年ソフトボール 大会の成績

8月1日、遠賀中学校、島門小学校、浅木小学校においてソフトボール15チーム、バレーボール13チームが参加して少年少女球技大会が開催されました。

当日は天候にめぐまれ、子供達は顔をまっ黒にして頑張り、お父さんやお母さんたちも盛んな声援をおくって夏休みの良い思い出になったようです。

以下成績は次のとおりです。



優勝した浅木チーム

少年ソフトボール

※成績

優勝 浅木チーム

準優勝 木守チーム

3位 別府チーム

虫生津チーム

※経過

優勝した浅木チームは、1回戦で東町に25対0、2回戦で鬼津に19対2、準決勝で虫生津に10対0、決勝戦では上別府、遠賀川、別府を破った木守チームを18対0の大差で下し優勝を決めた。



少女バレーボール

※成績

優勝 虫生津チーム

準優勝 遠賀川チーム

3位 広渡チーム

浅木チーム

※経過

虫生津チームは、Dパートで今古賀、旧停を、準決勝ではCパート勝者の浅木を2対0で、決勝戦ではBパートで上別府、新町を、またAパートの勝者広渡を下した遠賀川を2対0で下し優勝を手にした。

今月の税金

国民年金 2期分

納期限 9月30日まで

期限内に完納しましょう

お知らせ

印鑑証明書の

交付申請について

代理人により印鑑証明書の交付申請をされる場合は、町報4月号でお知らせしていますとおり、去る5月1日から委任状の提出は必要ありませんから、代理人には印鑑登録証(印鑑手帳)と代理人のハンコを持参させていただきます。

ただし、代理人を指定されている方は、委任状が必要です。印鑑手帳の提出がないと、本人が窓口に登録印鑑を持参して交付申請されても印鑑証明書の発行はできません。この点よく承知しておいてください。

印鑑手帳は重要な書類ですから失くさないように大切に保管してください。

国民健康保険高額療養費

限度額を引上げ

高額療養費は、従来同一の被保険者が、同一の月内に、同一の病院等において受けた療養にかかる自己負担金の額が三万円を超えるときに、三万円を超える分について本人にお金を返還していましたが、昭和51年8月1日より三万円が三万九千円に改められましたのでお知らせします。

尚、現在まで未請求の人は、役場国保係へ、印鑑と領収書を持参の上請求を行って下さい。

役場臨時筆耕の登録

役場の臨時筆耕(アルバイト)を希望される人は、役場庶務課まで履歴書を提出してください。日給二千二百円で、採用期間は一ヶ月程度です。採用は必要な時期に直接本人に連絡いたします。

☆ 衛生係から

※乳児一斉検診

▽対象者 一歳未満児

▽日時 9月17日(金) 受付 13時~14時 検診 13時30分~15時

▽場所 遠賀町公民館別館

▽持参品 母子手帳

▽その他 9月20日(月)の乳児相談は中止致します。

※秋期狂犬病予防注射

秋期狂犬病予防注射を左記のとおり実施致しますので、犬を飼っている人は必ず受けて下さい。不用犬の引き取りも致します。

▽日時 10月4日(月) 10時~11時30分

虫生津公民館

13時30分~15時30分

浅木小学校

10月5日(火) 10時~11時30分

鳥門小学校

13時30分~15時30分

役場

▽料金 注射料 五百九十円 登録料 三百円(春に登録をした犬は不用です)

※県下一斉ゴミ不法投棄防止週間

9月18日~9月24日

郷土は私達の宝です。もっと美しい町に致しましょう。ゴミの不法投棄を見つけたら、もよりの役場まで、お知らせ下さい。

☆ 募 集 中

※花鶴丘団地、梅ノ木団地入居者

詳細は住宅公団管理課・電話092(771)4111まで

※東京消防庁消防吏員

詳細は、東京都千代田区大手町1丁目3番5号、東京消防庁人事課採用係へ

※北九州市交通局バスガイド

詳細は、小倉北区内1の1、北九州市役所内北九州市人事委員事務局任用課へ

※防衛庁初級職員

詳細は、福岡市博多区博多駅東2丁目10の7、福岡防衛施設局総務課人事係まで

※アナウンス教室生徒

詳細は、小倉北区紺屋町13の1毎日婦人文化センター事務局へ

※遠賀町卓球クラブ会員

高校生以上を対象に卓球クラブを開設することになりました。多数の参加をお待ちしています。時間 毎週水、金曜日午後7時30分より

場所 遠賀町公民館別館ホール

入会金及び会費

入会金 五百円

会費 1ヶ月二百円

その他申し込み等の詳細については、教育委員会社会教育課電話(3)1355へ

☆ 試 験

※51年度就学義務猶予免除者中学校卒業程度認定試験

詳細は、福岡市中央区西中洲6の29、教育庁指導第2部指導第2課まで

※福岡県行政書士

詳細は、福岡市中央区天神1の1の1、福岡県総務部地方課へ

水道工事当番店(9月分)

▽高崎工務店 電話(3)1625 1・5・9・13・17・21日 25・29日

▽佐伯工務店 電話(3)0170 2・6・10・14・18・22日 26・30日

▽水谷工務店 電話 鞍手局(4676)0327(夜)

3・7・11・15・19・23・27日

▽福田工務店 電話(3)0168 4・8・12・16・20・24・28日

香典返しのお礼

次の方から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

故秦マサ子殿

(別府)秦 公義様

尚、お礼記載がございました事を紙面をもちましてお詫が申し上げます。